

## 事業計画の修正等に関する条例上の規定について

事業計画の修正に伴う手続【39条】	
条文	<p>第39条 事業者は、第17条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第35条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出るまでの間に、第17条第1項第2号又は第3号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、規則で定めるところにより、当該修正を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該修正が軽微な場合は、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、審査会に対し、当該届出に係る対象事業の修正が環境に及ぼす影響について調査審議させるため諮問しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該修正後の当該対象事業について第17条から前条までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があると認めるときは、事業者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p>
手続 70-	<pre> graph TD     A[修正届受理【39条】] --&gt; B[審査会 (諮問～答申)]     B --&gt; C{再実施の判定}     C --&gt; D[全部又は一部の 再実施]     C -.-&gt; E[再実施 不要]     </pre>